**道路交通法施行規則（第９条の十関係）の改正**

**（安全運転管理者の酒気帯び確認業務具体化）**

**の手引き（参考）**

**（一社）滋賀県安全管理者協会**

**目　　　次**

1. **施行規則改正の背景**
2. **施行規則の改正点**
3. **２０２２年４月１日から義務化**

1. **２０２２年１０月１日から義務化**

1. **義務化された具体的内容**
2. **２０２２年４月１日施行の具体的内容**

**２　 ２０２２年１０月１日施行の具体的内容**

**第４章　Ｑ　＆　Ａ**

**第５章　酒類別アルコール残留状況**

 **※　厚生労働省の健康情報サイトから**

**（その他参考資料）　　酒気帯び確認記録簿（別添、例）**

1. **施行規則改正の背景**

過去、飲酒運転による悲惨な交通事故が発生しているため、飲酒

 運転を「交通三悪」に位置付けて飲酒運転の防止活動を展開してき

たが、毎年、飲酒運転による悲惨な交通事故の発生が後を絶たない。

飲酒運転の罰則の歴史を見ると、

・１９７０年～飲酒運転に対する罰則化

・２００２年→２００７年→２００９年と厳罰強化

現在では、

・**酒酔い運転**　→　**免許取消し**（３５点、欠格期間３年）

　　　　　　　　　**５年以下の懲役**又は**１００万円以下の罰金**

・**酒気帯び運転**（呼気中アルコール濃度０．２５㎎/ℓ以上）

→　**免許取消し**（２５点、欠格期間２年）

　　**３年以下の懲役**又は**５０万円以下の罰金**

　　　　　　　・**酒気帯び運転**（呼気中アルコール濃度０．１５㎎/ℓ以上～

1. ２５㎎/ℓ未満）

　　　　　　　　　　　　　　→　**免許停止９０日間**

　　　　　　　　　　　　　　　　**３年以下の懲役**又は**５０万円以下の罰金**

となり、車両提供者、酒類提供者、車両同乗者にも、それぞれ懲役また

は罰金が科せられるようになりました。

 このように、昔に比べて飲酒運転に対する厳罰化が図られてきたもの

　　　　 の、毎年のように飲酒運転による悲惨な事故が発生しています。

 このため、法令改正がなされて、まずは、タクシーやバス、トラック

 など所謂、「緑ナンバー」車を保有する運送事業者に対して、２０１１年

 にアルコール検知器による酒気帯び検査が義務化されています。

　 以降、飲酒運転の厳罰化など各種対策が取られてきましたが、一向に根

 絶の道は遠い状況であり、２０２０年は全国で２，５２２件の飲酒運転に

 よる交通事故が発生し、うち１５９件が死亡事故でありました。

　 このような状況のもと、２０２１年６月に千葉県八街市内で飲酒運転の

　　　　 トラックによる登校児童への死傷事故が発生し、飲酒運転車が「白ナン

　　　　 バー」だったため、道路交通法施行規則改正の機運が一気に上がり、この

 度の安全運転管理者の飲酒確認の義務化へと繋がっています。

1. **施行規則の改正点**

**1　２０２２年４月１日から施行の改正点**

　　　　　 ・これまで安全運転管理者の義務として、「運転しようとする運転者

 に対して点呼を行う等により、……自動車の点検の実施及び**飲酒**、

 過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができない

 おそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示

　　　　　　 を与えること。」

　　　　　　　　　　　　**↓**　（追加の義務）

**①**運転しようとする運転者及び**運転を終了した運転者に対し**、

　**酒気帯びの有無について**、当該運転者の状態を**目視等で確認す**

 **る**こと。

　　　　　　 **②**目視等で確認の内容を**記録し１年間保存する**こと。

　　　**２　２０２２年１０月１日から施行の改正点**

　　　　　　・２０２２年４月１日施行の運転しようとする運転者及び運転を

終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、……目視等

で確認すること。

　　　　　　　　　　　**↓**（追加の義務）

　**①**酒気帯びの有無について、……目視等で確認するほか、**アル**

**コール検知器を用いて確認をおこなうこと。**

**②**アルコール検知器を用いた確認の内容を記録し、その**記録を**

**１年間保存**し、並びに**アルコール検知器を常時有効に保持**する

　　　　　　　こと。

**第３章　義務化された具体的内容**

**1　２０２２年４月１日施行の具体的内容**

**①**これまでは、運転前の点呼等で飲酒、過労、病気等の確認だ

　　　けだったのが、**運転終了後も確認が必要**となります。

**②**これまでは、朝礼時点呼等のように多数者の集合時での確認

　　　だったのが、運転者個々人に対する**目視等の確認が必要**となり

　　　ます。

※　「目視等」とは、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子な

　どによる方法です。

 **③**運転者個々人に対する運転前後の**目視等による確認結果を記**

**録し１年間保存**しなければなりません。

※　　記録等の書式について、特に定められていませんの

で、各事業所等で独自様式での保存を行って下さい。

**２　２０２２年１０月１日施行の具体的内容**

　　　　　　 **①**運転者個々人に対する運転前後の目視等による確認の**ほか**

**にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認が必要**と

　　　　　　　 なります。

※　「アルコール検知器」とは、呼気に含まれるアルコール

を検知する機器で、国家公安委員会が定めるものです。

国家公安委員会が定めるものとは、「呼気中アルコール

の有無やその濃度を警告音や警告灯、数値等によって示す

機能があるもの」のことです。よって、正常に作動する機

器であればよく、特段の性能上の要件は問わないとされて

います。

　　　　　 　**②**目視等による確認記録及び**アルコール検知器による測定記**

**録は１年間保存が必要**となります。１０月１日までは、目視

　　　　　　 等確認記録の１年間保存だったのが、アルコール検知器によ

　　　　　　　 る測定記録の保存義務が追加されます。

　　　　　　 **③　アルコール検知器を常時有効に保持**するとは、アルコール

　　　　　　　 検知器をいつでも正常に作動し、故障がない状態に保つこと

　　　　　　　 です。

※　**国土交通省のホームページ（自動車総合安全情報**）によ

　　　　　　　　　りますと、**あくまで運行管理者への指針**ですが、

**〇　アルコール検知器の保守**

　　　～運行管理者はアルコール検知器を故障がない状態で

保持しておくために、アルコール検知器の製作者が定

めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及

び保守するとともに、次の事項を実施しなければいけ

ません。

　　　　　　　　　　　　**◇　毎日確認**

　　　　　　　　　　　　　　・電源が確実に入ること。

　　　　　　　　　　　　　　・損傷がないこと。

　　　　　　　　　　　　　（遠隔地で乗務を終了または開始する場合等、ア

ルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動

車に設置されているアルコール検知器を使用さ

せる場合にあっては、運転者が所属営業所を出

発する前に実施すること）

　　　　　　　　　　　　**◇　少なくとも週１回以上確認**

　　　　　　　　　　　　　　・酒気を帯びていない者がアルコール検知器を

　　　　　　　　　　　　　　　使用して場合に、アルコールを検知しないこ

と。

　　　　　　　　　　　　　　・アルコールを含有する液体又はこれを希釈し

　　　　　　　　　　　　　　　たものを、口内に噴霧した上でアルコール検

知器を使用した場合にアルコールを検知する

こと。

　　　　　　　　　　となっています。

**第４章　Ｑ　＆　Ａ**

**※　国土交通省の自動車総合安全情報から抜粋**

* 1. **アルコール検知器の備付けの方法はどうするのか。**

**～　営業所ごと（安全運転管理者配置事業所ごと）にアルコール**

**検知器を備える。**

**②　遠隔地で乗務を終了または開始する場合にはどうするのか。**

**～　運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させる。**

**③　アルコール検知器について、国土交通省（警察庁等）が推奨する**

 **検知器はあるのか。**

**～　国土交通省（警察庁等）は、推奨を行っていません。**

**④　アルコール検知器が、アルコールの数値ではなく、赤、青、緑な**

**どのランプで表示するもので問題はないのか。**

**～　問題ありません。**

**⑤　アルコールの測定結果が自動で記録紙に印字できなければいけな**

**いのか。**

**～　自動での記録は必要ありません。点呼簿等への記載はアルコ**

**ール検知器使用の「有・無」、酒気帯びの「有・無」、の記載で**

**差し支えありません。**

**⑥　アルコール検知器に、自動車に備えられたアルコール検知器（アル**

**コールインターロック装置）は含まるのか。**

**～　アルコールインターロック装置も含まれます。**

**⑦　車庫に駐車してあるアルコールインターロック装置車両を用いて、**

**酒気帯びの確認をする場合、点呼はどのように行えばよいのか。**

**～　運行管理者（安全運転管理者等）が車庫に出向き点呼等を実**

**施する必要があります。**

**⑧　泊り等遠隔地での運行の場合に電話点呼の際、運転者は、アルコー**

**ル検知器の測定結果をどのような方法で運行管理者（安全運地点管理**

**者等）に伝えればよいのか。**

**～　電話点呼の際、アルコール検知器使用の「有・無」、酒気帯び**

**の「有・無」、について、運転者が運行管理者（安全運転管理者**

**等）に口頭で伝えてください。**

**⑨　アルコール検知器の測定数値を、点呼簿等に記載する必要があるの**

**か。**

**～　測定数値を記載する必要はありません。**

**⑩　アルコール検知器の毎日の点検及び毎週の点検について、実施状況**

**を記録しておく必要はあるのか。**

**～　記録する必要はありません。**

**⑪　食べたもの等にアルコール検知器が反応してしまう場合、どのよう**

**にしたらよいのか。**

**～　飲食物（ガム、発酵食品等）、たばこ等の影響によりアルコール**

**検知器が反応することがあります。**

**この場合には、運転者にうがいをさせる、少し時間をおいてか**

**ら再度測定する等により、対応して下さい。**

**しかしながら、アフターシェーブローション、入れ歯安定剤な**

**ど、体に付けるものでアルコールを含むものに反応することもあ**

**るので、運転者は、これらについてもアルコールを含まないもの**

**を使用するなど注意しましょう。**

**⑫　飲食していないにもかかわらずアルコール検知器が反応してしまいま**

 **すが、どうしたらよいのか。**

**～　飲食していなくても、口の中に飲食物が残っている場合があります**

**ので、運転者にうがいをさせる、少し時間をおいてから再度測定して**

**下さい。それでも反応する場合にはアルコールが体内に残っている可**

**能性がありますので乗務させないようにしましょう。**

**しかしながら、アルコール検知器によっては、疾病により体内から**

**発生するアルコール以外の物質（糖尿病患者の体内から産生するケト**

**ン体、体内で発生した発酵ガス）に反応することがあるとされている**

**ものがありますので、明らかに酒気を帯びてないと考えられる場合**

**は、医師に相談しましょう。**

**医師の検査・診断結果において、アルコール以外の物質で反応した**

**場合には、運転者の体調等を含めて、総合的に運転可否を判断して下**

**さい。**

**第５章　酒類別アルコール残留状況**

**アルコールの吸収と分解**

**※　厚生労働省の健康情報サイトから抜粋**

**①　飲酒量の単位**

 酒を飲んで「酔い」などの効果をもたらすのが、アルコールですが

　　　　　　 酒に含まれるアルコールの濃さ（強さ）は、千差万別です。

　　　　　　　 アルコールの体や精神に対する影響は、飲んだ酒の量ではなく、**摂取**

**した純アルコール量が基準**となります。

　　　　　　　 酒に含まれる純アルコール量（ドリンク数）で、飲んだ酒の影響や分

解時間などが推定できるようです。

　　　　　　 **②　アルコールの吸収と分解**

体内に摂取されたアルコールは、胃にあるうちはゆっくり吸収され、

小腸に入ると速やかに吸収されます。そのため、胃から小腸への排出時

間が速いと、どんどん血液に入って血中アルコール濃度が高くなりま

す。食事をしながら飲酒するよりも、高濃度のアルコールを少量ストレ

ートで飲む場合の方が血中アルコール濃度はかなり高くなります。

　飲酒後の血中アルコール濃度は、食事の有無やアルコール飲料の種類

や飲み方、体格や肝臓の大きさなどによって異なります。

　アルコールの代謝のほとんどは肝臓で行われ、その人の持つ酵素の遺

伝子型や飲酒習慣が深く関わっています。

　**汗をたくさんかいたり、水をたくさん飲んだりすると、アルコールが**

**速く抜けると勘違いしている人もいます。**

**確かに、わずかな量のアルコールは、呼気（0.7％）、汗（0.1％）、尿**

**（0.3～4％）からも排泄されますが、代謝のほとんどは肝臓で行われま**

**す。**

**（その他参考資料）**

**別添、酒気帯び確認記録簿（例）**